

沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とする貸付における生活保護受給者等に対する借入制限に係るデータの取扱いに関する覚書

厚生労働省と沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号。以下「沖縄公庫法」という。）に基づき行う恩給等を担保とする貸付（以下「恩給担保貸付」という。）について、生活保護受給中の者及び恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止後5年が経過していない者（以下「被保護者等」という。）に係る借入制限のための被保護者等に関する情報の取扱いについて以下のとおり定め、覚書を締結する。

1 被保護者等に関する情報提供の対象者

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号。以下「恩給担保法」という。）第2条第1項第4号に規定する恩給等を受給している者のうち、次の（1）のA～オを除く恩給等の受給者で、（2）に掲げる要件のいずれかに該当する者

- (1) 恩給担保法第2条第1項第4号に規定する恩給等のうち情報提供の対象者とならない恩給等
 - ア 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第72条第1項の規定に基づき支給される年金（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第2条第5号の年金を含む。）の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、恩給法（大正12年法律第48号）その他の法令に基づき支給される普通恩給（以下「普通恩給」という。）又は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第2条第1項第2号2に定める旧法等の規定に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
 - イ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第3条の規定に基づき支給される年金
 - ウ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第74条の規定に基づき支給される年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第2条第7号の年金を含む。）の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、普通恩給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第2号に定める退職年金条例に基づき支給される普通恩給に相当する給付若しくは同条同項第3号に定める共済法及び同条同項第37号に定める国の旧法等に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
 - エ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき支給される年金。ただし、同法の施行日前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付を除く。
 - オ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第3条、第4条及び第7条の2の規定に基づき支給される年金
- (2) 要件
 - ア 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者（過去に恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者（福祉事務所が保有するケース記録票等で確認できる場合に限る。）で、再び生活保護を受給した者を含む。以下同じ。）で、かつ、生活保護を受給中の者
 - イ 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、かつ、生活保護を廃止した日から5年が経過していない者（ただし、廃止日が平成25年1月4日以降のものに限る。）

2 被保護者等のデータ提供の方法

- (1) 厚生労働省は、公庫が恩給担保貸付に係る審査事務（以下「審査事務」という。）を行うため、福祉事務所から提供された被保護者等に関する情報が整理された電子データ（以下「電子データ」という。）を作成し、公庫にこれを提供する。
- (2) 電子データは、別添の様式により作成するものとする。
- (3) 厚生労働省から公庫への電子データの提供は、毎月末日（当日が土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日をいう。）又は12月31日にあたるときは、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日）までに行うものとする。
- (4) 厚生労働省は、電子データについて、パスワードを付与し、電子メールで公庫に提供する。
- (5) パスワードは、厚生労働省が毎月変更し、予め公庫に通知するものとする。

- (6) 電子データの受渡し窓口は、厚生労働省においては社会・援護局保護課、公庫においては融資第二部とする。

3 公庫における管理体制

- (1) 公庫においては、電子データの利用にあたり、この覚書に基づいて適切に管理を行うものとする。
(2) 公庫においては、電子データ及び電子データを共有する電子計算機等（以下「電子データ等」という。）の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び電子データに関する管理者（以下「管理者」という。）を置く。
(3) 公庫においては、厚生労働省の求めにより、電子データ等の管理状況を検査し、その結果を厚生労働省に報告しなければならない。

4 電子データの管理

- (1) 管理者及び情報提供の取扱いに従事する職員（以下「取扱者等」という。）は、電子データの利用にあたっては、審査事務に限って利用することとし、その他の目的に利用してはならない。
(2) 電子データは、取扱者等以外の者が取扱ってはならない。
(3) 電子データは、原則として複写複製等を行ってはならない。ただし、審査事務を実施する上で、複写複製等を行う場合には、複写複製等を行った日、目的及びその担当者について、台帳等を整備し記録しなければならない。
(4) 取扱者等は、上記（3）に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製等物についても、この覚書に基づいた取扱いをしなければならない。
(5) 電子データを第三者に譲渡、改変又は閲覧させてはならない。ただし、公庫が審査事務を実施する上で、第三者に業務を委託した上で情報を提供又は利用させる場合を除く。
(6) 公庫は、第三者に情報を提供又は利用させる場合は、秘密保持契約を締結する等、必要な措置を講ずるものとする。
(7) 公庫は、厚生労働省から新たに電子データの提供を受けたときは、それまでに受けた電子データを破棄するものとする。
(8) 厚生労働省は、必要に応じて上記（3）において作成された台帳等を閲覧し、その写しの提出を求めることができる。
(9) 取扱者等は電子データの利用に関連して知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。取扱者等がこの業務から離れた後においても同様とする。

5 事故発生時の取扱い

公庫は、電子データ等を取り扱う上で、電子データ等の滅失、漏えい、き損等の管理上の事故等が発生した場合は、速やかに被害拡大防止の措置を講ずるとともに、事故等の内容、経過及び被害状況等を厚生労働省へ報告しなければならない。

6 その他

- (1) 本覚書に定めのない事項、本各条項に疑義を生じたとき及び将来改定の必要が生じたときは、厚生労働省と公庫において、そのつど双方協議を行うものとする。
なお、厚生労働省は、本覚書に定める事項の個人情報情報を保有し、また公庫へ提供することについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第10条に基づき、総務省へ通知する。また、本覚書を改定するときも同様とする。
(2) 本覚書の効力は、平成26年3月31日から発効する。

本覚書の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 3月25日

厚生労働省社会・援護局保護課長

大西 証史



沖縄振興開発金融公庫総務部長

笠松



